

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	大分県玖珠町

玖珠町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 大分県玖珠町 農林課
所 在 地 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の 5
電 話 番 号 0973-77-2244 (直通)
F A X 番 号 0973-72-0810 (代表)
メールアドレス ringyo@town.oita-kusu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・アライグマ・カラス・サル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大分県玖珠町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲、いも類、野菜、林野副産物	2,055 千円 1.06 ha
シカ	稲、豆類、野菜、飼料作物、針葉樹、林野副産物、いも類	2,820 千円 1.90 ha
タヌキ アナグマ	いも類、野菜	2,466 千円 1.14 ha
アライグマ	野菜	56 千円 0.04 ha
カラス	－	0 千円 0.00 ha
サル	野菜、いも類	365 千円 0.15 ha

(2) 被害の傾向

① イノシシ	イノシシは町内全域に生息しており、3月から4月にかけてはタケノコの被害や畔等の破壊が多い。8月から10月の水稻被害、イモ類等への食害や掘り起しが多い。特に9月末から10月にかけては、収穫時期と重なるため被害が集中している。
② シカ	シカは元来、玖珠川以北及び万年山南側（熊本県境）に多く発生していたが、近年、玖珠川以南の町内全域にわたっており、特に日出生台周辺は県内でも特に生息密度が高い地域となっている。被害は5月下旬から6月の田植え時期の水稻や、年間を通して野菜や牧草に林業被害も甚大である。特に近年は椎茸の被害も発生している。
③ タヌキ・アナグマ	6月から10月のトウモロコシ等の野菜やいも類を中心に被害が多い。目撃情報や被害が拡大している。
④ アライグマ	元々町内には生息していなかったが、近年、隣接市町より侵入してきており、自家野菜等に被害を及ぼしている。
⑤ カラス	ブルーベリーやナシなどの果樹被害を中心に、畜産飼料の食害やたばこ等のマルチフィルムの食い破りの被害も見られる。
⑥ サル	元々町内には生息していなかったが、近年、隣接市町から移動してきており、水稻、椎茸、自家野菜等に被害を及ぼしている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	2,055 千円 1.06 ha	1,438 千円 0.74 ha
シカ	2,820 千円 1.90 ha	1,974 千円 1.33 ha
タヌキ・アナグマ	2,466 千円 1.14 ha	1,726 千円 0.79 ha
アライグマ	56 千円 0.04 ha	39 千円 0.03 ha
カラス	0 千円 0.00 ha	0 千円 0.00 ha
サル	365 千円 0.15 ha	255 千円 0.10 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	玖珠郡猟友会玖珠支部に所属する有害鳥獣捕獲班により、年間を通じて有害鳥獣捕獲を行っている。イノシシとシカ、小動物に関しては捕獲報償金を交付している。また、狩猟免許取得の際の初心者講習会の講習会料や狩猟者登録等の経費を町や協議会で負担し、班員の確保・増員を図っている。その中で、わなやドッグマーカを購入し、捕獲班員に有効に活用してもらい捕獲頭数の増加につなげた。さらに実施隊による大量捕獲装置を活用しての集中捕獲や多様な獣種に対応した取組を実施し、捕獲体制の強化を図った。	猟友会員（有害鳥獣捕獲班員）の高齢化が進んでいるため、更なる班員数の維持確保が必要。また、捕獲班員は農林家の方が多いため被害の多い農繁期には鳥獣被害のある箇所や被害者への速やかな対応ができないこともあり、実施隊を活用した更なる捕獲体制の強化が必要。
防護柵の設置等に関する取組	国庫交付金事業により、鉄線柵や電気柵の設置を集落単位で行っている。その中で、集落単位で効率よく防護柵を設置するために、毎年、鳥獣柵を設置する集落を対象とした鳥獣対策研修会を実施し、同時に地域全体で鳥獣被害対策を主体的に取り組める体制を整え、鳥獣害に強い集落づくりを推進した。また、個人の田畑については、県単事業により電気柵やトタン柵の設置を行い対応している。	住民の人口減少や高齢化が進んでいるため、集落共同で取り組み柵の見回りを地域住民で行うよう、維持管理を徹底させる。また、多様化する獣種に対応した新規的な防護柵の導入を行っていく。さらに、各種研修会を継続して実施し、有害鳥獣被害対策を農林家に普及、啓発を必要がある。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	地域において被害防止対策の技術 や鳥獣の習性等に関する研修会を 開催し知識を深めるとともに、放任 果樹の除去等、鳥獣の餌場を排除す ることを提案するなど普及、啓発に 取り組んでいる。	研修会を開催することで、農林家の意 識の改善が図られたが、個々の対応の 差もあることから、地域として現状を 再確認し、継続して環境管理を行う必 要がある。
----------------------------------	--	---

(5) 今後の取組方針

主な被害は、イノシシ・シカによる水稻被害であるが、シカによる森林被害も多く、ここ数年では、シカによる飼料作物や林野副産物の被害報告が多くなってきている。玖珠町被害防止計画を策定するにあたり、令和6年度の被害額及び被害面積30%減のそれぞれ、イノシシ1,438千円・0.74ha、シカ1,974千円・1.33ha、タヌキ・アナグマ1,726千円・0.79ha、アライグマ39千円・0.03ha、サル255千円・0.1haの被害軽減目標とする。 現在、各地域では国庫交付金を活用し集落単位で防護柵の設置をしているが、住民の人口減少や高齢化が進んでいるため、集落共同で取り組み柵の見回りを地域住民で行うよう、維持管理を徹底させる。また、多様化する獣種に対応した新規的な防護柵の導入を行っていく。 また、実施隊員による先進地視察研修や地域での各種研修会を実施し、鳥獣被害対策への積極的な普及啓発を行うと同時に、地域全体で鳥獣被害対策を主体的に取り組める体制を整え、鳥獣害に強い集落づくりを推進する。 有害鳥獣の生息頭数、生息域の拡大に伴い、より効果的な被害防除と捕獲対策を行うため、広域的な連携が必要となっており、今後も日田市鳥獣害対策協議会、玖珠町鳥獣被害対策協議会、九重町鳥獣害対策協議会で連携し、情報の共有、先進的な捕獲技術の実証、普及、研修会の開催、有害鳥獣の生息、被害状況調査、一斉捕獲の実施等で広域的に被害軽減に努めていく。また、鳥獣被害対策実施隊の体制づくりを強化し、鳥獣被害激甚地区への被害防止技術の普及啓発や多様な獣種に対応した取組を推進する。また、西部地域で連携し、より効果的な捕獲の推進のため、新規的な捕獲技術の導入を行う。 今後の計画 ① 地域住民の意識改革を行い、地域の被害防止体制を確立する。 ② 捕獲と防護柵の設置を行い、農作物被害を最小限で食い止める。 ③ 捕獲従事者の育成を行う。 ④ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携し、柔軟な対応ができるようにする。 ⑤ 鳥獣被害対策実施隊の体制づくりの強化

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

玖珠町猟友会で構成される各地区（町内4地区）の有害鳥獣捕獲班で、被害発生予察による計画捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス アライグマ サル	玖珠町猟友会に所属する有害鳥獣捕獲班と連携して捕獲による個体数の調整を行う。またわな免許の取得者を増やし、有害鳥獣捕獲班への加入を促すことにより、捕獲体制を強化していく。さらに、鳥獣被害対策実施隊の体制強化をし、鳥獣被害激甚地区への被害防止技術の普及啓発や多様な獣種に対応した取組を推進する。 また、西部地域で連携し、より効果的な捕獲の推進のため、新規的な捕獲技術の導入を行う。また、捕獲技術講習会等を開催し、捕獲の担い手の確保及技術の向上に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ 玖珠町ではイノシシの捕獲数が近年横這いで推移し、農林作物被害もここ数年で減少傾向にあるため、引き続き捕獲強化を行っていく。直近の捕獲頭数を基に、年間900頭の捕獲頭数を維持し被害額の軽減に努めていく。
シカ 玖珠町ではシカの捕獲数が近年横這いで推移している。捕獲方法はくくりわなを中心としたワナによる捕獲が主で、過去5年の捕獲頭数の平均を基に、年間3,000頭の捕獲頭数を維持し被害額の軽減に努めていく。
タヌキ・アナグマ トウモロコシやトマト、イチゴなどの野菜や果実を中心に被害が多く近年捕獲頭数も増加傾向にある。銃器を使用した捕獲は困難であるため、わなを利用した捕獲を行っていきたい。直近の捕獲頭数を基に、タヌキは年間100頭、アナグマは年間250頭の捕獲頭数を維持し被害額の軽減に努めていく。
カラス 近年、カラスによる被害はないものの、予察捕獲による被害防止は重要な対策であるため、銃器を使用した捕獲を中心に行っていく。捕獲計画数は毎年20羽とする。
アライグマ 確実に特定できる被害は確認されていないが、銃器を使用した捕獲は困難であるため、わなを利用した捕獲を行っていく。直近の捕獲頭数を基に、年間150頭の捕獲頭数を維持し被害額の軽減に努めていく。
サル サルについてはスポット的に農作物被害が発生しており、被害拡大を防ぐため追払い活動と併せた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	900 頭	900 頭	900 頭
シカ	3,000 頭	3,000 頭	3,000 頭
タヌキ	100 頭	100 頭	100 頭
アナグマ	250 頭	250 頭	250 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
アライグマ	150 頭	150 頭	150 頭
サル	10 頭	10 頭	10 頭

捕獲等の取組内容
玖珠町内の被害地を中心に銃器、ワナを用いて、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、カラス、アライグマ、サルを対象に計画的な捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
玖珠町内	権限移譲済（平成７年４月１日） イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・カラス・アライグマ・サル・カワウ・アオサギ・マガモ・スズメ

４．防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ シカ	電気柵 18,000m	電気柵 18,000m	電気柵 18,000m
	トタン柵 600m	トタン柵 600m	トタン柵 600m
	鉄線柵 8,000m	鉄線柵 8,000m	鉄線柵 8,000m
	シカネット柵 200m	シカネット柵 200m	シカネット柵 200m
タヌキ アナグマ アライグマ サル	複合柵 3,000m	複合柵 3,000m	複合柵 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ シカ タヌキ アナグマ アライグマ サル	地域ごとに設置した侵入防止柵の設置状況を確認し、補修箇所等があれば修繕し被害防止対策の効果を維持する取り組みを実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

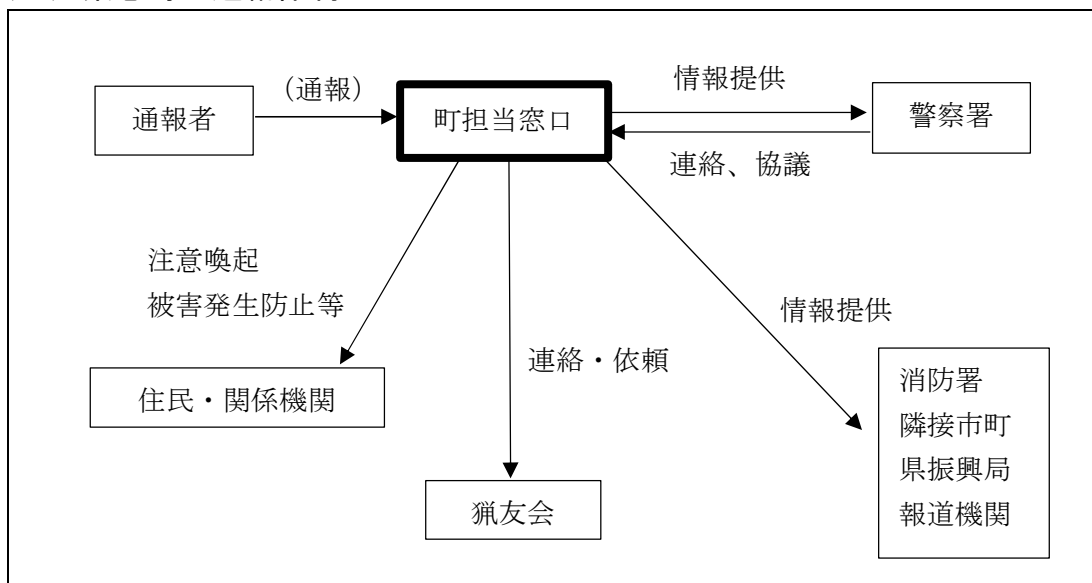
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ・シカ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西部振興局	情報共有、対処方法の協議
玖珠町	各機関への情報提供、住民への注意喚起
玖珠警察署	情報共有、対処方法の協議
玖珠町猟友会	追い払い、捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は自家消費又は、捕獲後速やかに埋設処分をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、捕獲した有害鳥獣は埋設処分又は、自家消費をしているが、今後、処理施設の整備も含め捕獲個体の有効活用について協議検討していく。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他	なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
玖珠町猟友会	有害鳥獣の情報提供と捕獲を行う。
大分県農業西部営農経済センター	農業被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う。
玖珠郡森林組合	森林被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う。
大分県農業共済組合中西部支所	農業被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う。
大分県鳥獣保護員	鳥獣に関する情報提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
自治委員協議会	地元の被害に関する情報提供を行う。
各地区自治組織運営協議会 (コミュニティ)	地元の被害に関する情報提供及び地元に対する被害対策の普及
玖珠郡クレー射撃協会	捕獲体制の強化及び捕獲の担い手の育成・確保を行う。
玖珠町農林課 (有害鳥獣被害対策担当課)	会の総括。事務局を担当する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分県西部振興局	被害防止対策に関することに指導・情報提供を行う。
大分県西部地域鳥獣被害現地対策本部	他県や隣接する市町村における被害対策の情報提供や被害の現況等の情報を共有し、対策を講じる。
大分県農林水産研究センター林業試験場	シカによる森林被害防止対策に関する情報提供や先進的なわな設置等の技術の提供を行う。
日田市有害鳥獣被害対策協議会 九重町有害鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣捕獲・被害防止対策に関する情報提供 集落点検活動等を連携し有効的な対策に努める。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町の職員3名と猟友会を構成員とした民間実施隊 11名の体制を維持強化し、捕獲活動や被害防止技術の普及・啓発を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に協議会構成員や鳥獣防護柵の設置等鳥獣被害対策に取り組む集落の代表者が積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--